NPO法人
学校安全ネット通信№9（2021.6.15発行
発行責任者　事務局長・浅見洋子

～ともに～　皆心一つに

学校安全ネット通信№9　目次

頁1　コラム「子どもを取り巻く環境と私たちの関わり方は？」
木村　伸子（会員）
頁2－5　特集　第3回オンライン公開学習
「叱る」教育・教育行き過ぎ論を見直す
―ｴﾃﾞｭｹｰｼｮﾅﾙﾊﾗｽﾒﾝﾄの視点から―
「叱る権利に疑問を持とう」講演後の討論会紹介
原田　敬三（弁護士）
注意を！　マスク着用と熱中症予防（厚生労働省チラシ）
頁6　学校安全ネットがお薦めするこの一冊
山口裕貴編著「学校体育事故への備え
―裁判緒は何をどう見るのかー」
細川　　潔（弁護士）

コ　ラ　ム

子どもを取り巻く環境と私たちの関わる方は？

木村　伸子（会員）

遊びに来た孫（小学校1年生）が部屋の中を走り回っていたので「少し静かにして」と言ったら、「違うよ、学校では先生が手を挙げるとみんな席に着くんだよ。指をグーにしたらお喋りをしたらいけないんだよ。」と言う。コロナ禍の中で飛沫が飛ぶのを防ぐためかと思ったが何か変、まるで動物の調教師のように子どもを馴らしているように感じられた。その時思い出したのが、この孫が3歳児の時、通っていた保育園でのこと。園に着いて保育士に「おはようございます」とあいさつが出来なかったことを責められ、長時間部屋の隅で正座させられていた。他の園児たちは朝の散歩に出かけてしまっても部屋に置いてゆかれた。私が知ったのは、たまたま散歩途中の園児の列　とすれ違った時、我が家の孫だけがいない。おかしいと思い母親に確かめの連絡をしたことからだった。まだ、自分で判断できない小さな子どもが、保育士や教員の指示をなんの疑いもなく従っている。訳も分からず罰を課せられたり、調教されたり、今の子どもを取り巻く環境と私たちのかかわり方を深くとらえねばと考えさせられた。

特集

第3回オンライン公開学習
「叱る」教育・教育行き過ぎ論を見直す
ーエデュケーショナルハラスメント」の視点からー
講師　喜多　明人（早稲田大学名誉教授）

季刊教育法208号（2021年3月号）https://this.kiji.is/752461382989561856?c=39546741839462401
学校安全コーナーをお読みください。https://this.kiji.is/752762908278472704?c=39546741839462401

3月6日　「叱る権利に疑問を持とう」講演後の討論紹介

このテーマについては、佐々木氏からの意見や、喜多氏から戦後の教育史の一端が紹介されるなど、豊かな議論が展開されたので、会員の皆さんに紹介する。

文責　　原田　敬三

鹿野：「叱らない」ということを前面に出すと、「子どもが傍若無人になって学校が混乱する」とか、批判が出るのではないでしょうか。

喜多：私も同感です。いきなりそれを正面に出すと、日本の社会は非常に反発が強いだろうと。「我儘助長論」が出てくるでしょう。

「子どもの権利」でも以前散々叩かれました。我儘を助長するのではないかという議論の中に巻き込まれてしまう可能性は高いと思います。

「基本的には叱るという手法」以外の実践です。子ども達が自分達で自分達の社会を作っていける、オートノミーという、特に規律面で子ども達自身で作っていけるように支えていくような実践がもっと進んでいかないと、単純な架空の議論になってしまう。だからこそハラスメントからいこうと。まだ「叱らない教育論」を日本で議論するのは無理なので。海外に学びつつ、日本でどういうふうにそれを進めていけるのか。今後の課題だと感じております。

佐々木：共同通信の佐々木です。1点伺いたいと思ったのは、先生側の指導が入らないということもあって、つい強く叱ってしまう、そういうところがあったと思う。実は叱っている先生と親の側で自分の権威性みたいなものを疑わない人は、感じる感性もないかもしれないけれども、叱るっていう行為は、結構負荷がかかってきついと思うんです。相手をやっつける行為っていうのは、自分も傷つくというのが僕の実感なんです。なので、その側面っていうか、貴方にとっても辛いでしょう、っていうそういういつも権威ある者として子どもに接し、自分が叱る者として相手の前に立ち現れるっていうのは、とても辛いことのように思う。だから先生やりたくない人もでてくるように思う。今回のお話の中に、チラッと指導が入らないとか、先生の側の辛さみたいなものとして、その側面の話があったと思うんですけれど、叱るという局面でも叱る側も傷ついている、傷んでる側面が入ってくると、もっと理論がふくよかに全体性を持てる気がします。

喜多：子ども達が、問題行動を起こしたときに、教師の側がどういうふうにそれに対応するか。本当に余裕があれば、話合いながら、子ども達に寄り添いつつ話を進めていくということもできる。けれども、余裕がないとどうしても叱る行為などの懲戒的な行為で済ませてしまう。実は教師にとっても本当はやりたくない、本当はもっと寄り添いながら話しながら、その子の気持ちに寄り添って解決していくという方法をとりたい。でもそれが取れないということも含めて先生のジレンマというのがあると思います。ブラック校則の問題もそうなんですけれども、そういうものにしか頼らざるを得ないような今の教師の現状をどう考えていくか、現場の先生達と話し合っていきたいなと思います。

非常に理論派の教師で、「喜多さんの叱らない教育を僕は支持する」という先生が一人だけいました。北広島の教員で僕の教え子の一期生で、還暦過ぎている教師です。

だから、経験を積み余裕ができて問題を考えていけば、教師も本当は叱らなくて済むんじゃないかというふうに思うんです。

今余りにも日本の教師の状態が悪すぎる、ですからそこで先生達を追い詰めたくないという気持ちも裏側にはあります。

ハラスメント問題も行きすぎちゃうと教師を追い詰めてしまうかも、教職課程40年やってきた私としては、教え子を詰めたくないという思いも裏側にはあります。

浅見：今日お話を聞いていて少しイメージが固まりかけているところです。教育行政に関わるホーム相談体制構築に向けた手引書ということで今運営委員会で勉強を始めておりますが、それと絡めてお話を聞きながら、学校運営という目線をもう少し入れることによって、子どもと大人、子どもと教師という領域を考えることができるのではないか、考えた方がいいんではないかなという感想を持ちました。

喜多：具体的にどんな場面が想定できますか。対子どもと教師という関係の中で出てくる問題ではなかなか解決しないような問題、これを学校運営の視点で、教師集団とか、学校運営の視点でとらえれば、かなり新しい改善の視点が拓ける、道が開けるんではないかととらえてよろしいんでしょう。

浅見：今まで学校の問題ってどうしても対立関係でとらえられているとすごく感じます。裁判なんか傍聴しながら感じたことですけれど、その対立関係で捉えられていることが、ひとたび何かが起きた時の説明責任がどこか追いやられてしまうとかの問題を惹き起す。

ですからもうちょっと学校運営の目線を表に出しながら運営されている子ども達と教師にとって学校の在り方ですか、そんなものをもっとこれからは捉えていくべきじゃないかなと思っております。

佐々木：浅見さんのおっしゃっていることは既に、喜多先生のレジュメ1の4、「叱らない教育をめぐる動き」の日本の戦後新制高校の三権分立型生徒会のところに現れているのかと思います。生徒会じゃなくて生徒自治会っていうかたちですね。教育内容を権威主義で人権を教えるかもしれないけど、教育方法が、尊厳を大切にする、人権を大切にする民主的ではなかったとおっしゃっていたことが大変示唆的です。

自分でも教育について考えた時、内容と方法ともう一つは主体ですね、誰が主人公かっていうことです。そういうふうに解体して考えてきている。そうすると教育内容の民主化、民主主義を「教える」ことはやっているけれど、教え方は全然民主的ではない。相手を尊重してない。

個人として対等ではないという意味で方法論の民主化が進んでいなかったというのが戦後の日本の教育でした。最近はむしろ逆行しているかもしれない。

喜多：東京都の都立高なんて典型ですね。

職員会議で先生は挙手すら禁止されているわけですね。挙手禁止通達が都教委から出ていながら、その都立高校で民主主義を教えている訳です。それはどちらかというと運営ですね。浅見さんが言う学校運営の方は、非民主的な運営体制のままで、でも民主主義教育を教えなきゃいけない。

方法と運営も含めて全体が人権保障性やあるいは民主主義の考え方がどこまで方法や運営にもきちっと貫かれているかということは非常に大事なテーマだと思います。

佐々木：全くその通りだと思います。それで最後のどうしたら叱らない教育かあるいはエデュハラがなくなるかという方法論にしても、結局は民主的な運営の確立というか、先生の教え子さん達がそのことがすっと腹に落ちるというような教育を受けてきているとか、あるいはちゃんと自分の中で持っている。そういう学校にならないと再生産していく子ども達がみんなそういう権威に、権力によって従わせる学校に馴染んで、その文化でいく。

そこのところで主体の回復っていうか、学校内主体というものがとても大事で、生徒自治会ですか、こういう制度的なものをもっと広げて行かないといけないんだろうなと思います。

喜多：過去に生徒会支援協会というものがありました。元生徒会長をやっていた人達、今度の千葉県知事の選挙に出ている千葉市長もその一人なんですが、あの世代の、1990年代の権利条約を批准した時期に生徒会活動をしていた人達です。学校そのものを変えていく取り組みをしていました。例えばいじめの問題に対しては、いじめ撲滅宣言みたいな、生徒人権宣言を挙げていた。そのような生徒会もあった。あるいは生徒憲章、校則を廃止して生徒憲章をつくった学校もありました。豊中中だったと思いますが、90年代に、生徒会が頑張って学校そのものを 変えていこうという取り組みが進んでいた時期があった。

そのOBが2020年代に生徒会をバックアップしたいと願って、協会をつくったり、ネットワークを作って支援している。

彼らと話していて感じること、それは、日本の生徒会がどうしても超えられない壁が、学習指導要領の存在です。

先ほど紹介したように、戦後GHQの指導で生徒自治会というのが小学校から大学まで全部生徒自治会っていうのができて、児童自治会とかできたんです。ところがそれにストップをかけたのが文科省で、1947年に学習指導要領ができ、次いで、52年に改訂された時に生徒自治会を全部生徒会という形に変え、今でいう特活の中に生徒会活動を組み込んで、教育課程の一部にしちゃった。教師の側から言えば、生徒会というのは、「指導の対象」であって、対等に民主主義を構成していくパートナーとして学校の中に位置づけるという発想ができなくなった。徒の自治活動を育成するという目的で生徒会を運営しなければいけない。あくまでもカリキュラムの一部とする枠組みの中に生徒会が押し込められてしまった。

教師と生徒が対等に学校の中で学校をかえていくうえで、法制度的な枠が大きな限界として立ちはだかる。

最近、地域生徒会、千葉市の市長もやった取り組みがある。中学校が地域で、生徒会が町づくりに参加する仕組みを作ろうとした。学校本体は指導要領の壁でなかなか改革を生徒会から提案できないので、町づくりの方に生徒会活動が進んでいくという動きとして実現した。

最近「民主主義と学校改革」の報告書を文科省にあげた若者グループです。

生徒会は、今指導要領の大きな壁をどう克服できるか課題になっています。

佐々木：先ほど生徒自治会のところで、生徒会を除名処分にした生徒が退学になったっていう横浜？のお話を紹介されてましたけれど、それはやっぱり普通に考えて行きすぎだっていう感じがします。

それで思うんですけど、「子ども達に自由を、自治を」って言って、＝自治を与えた時、与えるという言い方はよくないな＝彼らが自治を得た時に紅衛兵とかに純化する、あるいはヒットラーユーゲントみたいにピュアな方向に運動が走っていって排除が働いたり、いろいろな行き過ぎ、過激化が起きるということも心配です。

大きく社会、長い社会経験とか、視野を持っていない場合には、若者は、エネルギーは強いけれどもすごく危ないことも起きるじゃないか。そうすると、尊厳のある混乱なのか、尊厳無き統制なのか、という二項対立が成立するんじゃないか。先生による統治、あるいは校長による統治っていうか、あるいは校則でもいいですが、喜多先生がおっしゃる規律でもいいですけど、そういうものによって、がっちり静かにおさまっていると自由はない。逆に自由だけどきちんとした結論に至ることができないかもしれない、混乱するかも知れない。

そこで、叱責を方法論の中心に置いて、自由や民主主義は教えるけれども、そこで方法論において結構きつい方法を担保して確保して、それを教え込んでいくみたいなことを肯定するという考え方もあるのかなと考えます。理論的な問題ですけれども。「生徒会が生徒を除名して退学にしてしまう」という話をうかがって、心配な事です。

喜多：生徒総会で、問題生徒について除名処置をしたことがあるという話ですね。まだ戦後初期の混沌とした時代でした。当時はレッドパージもホワイトパージもあったんです。教師が辞めさせられるんじゃないかという時に、人事権に生徒自治会が介入したり、この先生を辞めさせてはいかんと、そんなことが通用する社会だったんです。ただ僕はやっぱり経験、そういう、高校も中学も、大学もそうですが、生徒自治、学生自治についての経験を積まなきゃいけない時に、そこが十分な経験のないままに、運動が先鋭化していってしまったという感じで受けと受け取っています。

佐々木：なるほど。

喜多：あと、60年代の安保の時代に、学生運動が盛んになり、生徒会も非常に動いていた時期があるんです。欧米の社会は民主主義の成熟度が日本と違います。戦後日本は「与えられた民主主義」と言われるように、GHQから与えられた部分がある。民主主義を勝ち取ってきた長い歴史を持っているヨーロッパ諸国はしたたかな大人達が、若者の参加というか、自治や活動をうまく社会の中に取り込んでいるんです。

たとえばフランスの中央教育審議 会には3人高校生が入ってる。フランスの高校生徒会連盟の代表者は 必ず中教審の参加、入るとか、 つまり、政策決定のうるさい運動をやるより、「一緒にやろう」で取り込んでいくわけです。

これは安全弁です。若者がこれ以上紛争にならないよう、紛争で大人が、「これ以上は降参だ、一緒にやろうよ」と言って、門戸を広げて参加制度を作っていったというのが欧米型なんです。

日本では機動隊でつぶしていく。日本の70年代の学生運動に対して、とことんつぶしちゃう。その運動を高校の参加制度やあるいは教育政策に生かしていこうという視点はなかったです。中教審に学生委員を入れようとかはありません。今大学だって、大学改革は学生の意見を入れ、学生参加で大学改革なんていう視点はないですね。

佐々木：今度のとん挫した「共通入試」も全く学生の意見聞いてないですね。

喜多：コロナの時代で、本当に子どもや若者というのは置き去りにされています。

（質疑議論の後半は省略しました。）

マスク着用と熱中症予防

「マスク着用により、熱中症のリスクが高まります」

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。 暑さを避け、水分を摂るなどの『熱中症予防』を心がけてください！

熱中症予防のために

暑さを避ける

室内では・・・
- 扇風機やエアコンで温度を調節
- 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- 室温をこまめに確認
- WBGT値※も参考に

屋外では・・・
- 日傘や帽子の着用
- 日陰の利用、こまめな休憩
- 天気のよい日は、日中の外出をできるだけ控える

からだの蓄熱を避けるために
- 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

※WBGT値：気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数
運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。
環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、観測値と予想値が掲載されています。

こまめに水分を補給する

室内でも、屋外でも、のどの渇きを感じなくても、
こまめに水分・塩分、スポーツドリンクなどを補給する

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症の症状

○めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
○頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
重症になると、
○返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省　熱中症　検索

厚生労働省

学校安全ネットがお薦めする　この一冊！ Vol.7

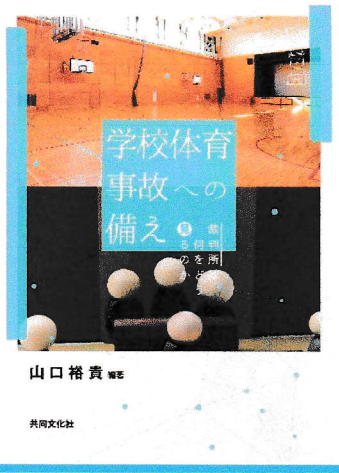

出版社:　共同文化社
編　者:　山口裕貴
定　価:　￥3,850円(税込み)

学校体育事故への備え
―裁判所は何をどう見るのか―

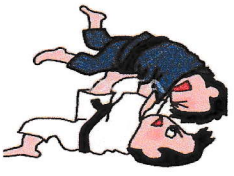

「学校体育事故への備え」…。学校安全ネットのためにあるかのような著作である。

副題に「裁判所は何をどう見るのか」とあるように、学校体育事故における法的責任と裁判例を挙げた労作である。本著作の凄いところは、掲載されている体育事故裁判例数が多いところ。３０件もの裁判例が挙げられている。裁判例の項目分けも、体育授業中、体育的行事中、運動部活中と上手くできている。挙げられている体育活動内容も、器械運動、陸上競技・・・、主要なものは網羅されている。

裁判例の紹介の仕方も、判決内容をそのまま挙げるのではなく、原告の主張、被告の主張、裁判所の判断が上手く、まとめて挙げられているため、非常に参考になる。原告がどのような主張・立証をしたか、それに対して裁判所はどのような判断をしたのかは、学校事件を扱う弁護士には必須の情報である。

ただ、本著作は・・・非常に厚い。全体で５８４ページもの分量である。そこで、本著作の読み方として、以下３つの方法を提案する。まずは、初めから最後まで根性で読み進める方法。元気があればなんでも出来る！次は、自分の興味のある競技から読み進める方法。今抱えている事件に関する競技とか昔部活等でかじったことのある競技等、気になる競技から読み進めれば、本の厚さなど気にならないハズ！最後は、勉強会などを組んで、メンバーが各事例の報告を行う方法である。強制力が働くので読み続けられること間違いなし！

本著作は、私がたまたまインターネットで見つけたものだが（本当にたまたまなんですよ）、メジャー競技等の裁判例が網羅されている点、非常に有用である。このような名著が世から隠れているのは勿体ないと思い、ここに紹介する次第である。

以上

弁護士　細川　潔

☆ＮＰＯ法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費　★会員 3,000円　☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。
振 込 先　00130－9－346463
加入者名　ヒエイリ)学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元 ・ お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL　０３－３５１１－５０７０
FAX　０３－３５１１－５７８４
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
HP　http://gakouanzen-network.com

NEW!
スマホからも見られます

事務局所在地
〒102-0072
東京都千代田区富士見
２－７－２
ステージビル1706号
南北法律事務所　内